**介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス単価改正等について**

令和6年４月１日改正

【主な改正点】

**共通事項**

（１）高齢者虐待防止措置未実施減算について

|  |
| --- |
| 改　定　後 |
| 未実施の場合　所定単位の1/100単位 |

|  |
| --- |
| 現　行 |
| なし |

（２）業務継続計画未策定減算について

|  |
| --- |
| 改　定　後 |
| 未実施の場合　所定単位の1/100単位 |

|  |
| --- |
| 現　行 |
| なし |

※（２）については、訪問は令和７年４月まで猶予有り。通所については令和６年４月１日より施行となっているが、感染症及びまん延防止、非常災害について策定されている場合に限り、令和７年３月３１日までの策定猶予が設けられている。

（３）R6年度より、旧介護職員処遇改善加算・旧介護職員等特定処遇改善加算・旧介護職員等ベースアップ加算（以下、旧3加算）については、6月より「介護職員等処遇改善加算（Ⅰ～Ⅳ）」（以下、新加算）という旧3加算を一本化した新加算となる。

介護職員処遇改善加算(Ⅴ)について、新加算に直ちに移行できない事業所に対し、令和6年度は必ず加算率が上がる仕組み（激変緩和措置）として、旧3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるよう、介護職員処遇改善加算（Ⅴ）1～14の区分を設ける。

**指定相当訪問介護相当サービス**

（１）基本報酬について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 対象 | 単位 |
| 週に１回程度 | 事業対象者・  要支援１・２ | 1,176単位/月 |
| 週に２回程度 | 事業対象者・  要支援１・２ | 2,349単位/月 |
| 週２回を超える程度 | 事業対象者・  要支援２ | 3,727単位/月 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 対象 | 単位 |
| 週に１回程度 | 事業対象者・  要支援１・２ | 1,176単位/月 |
| 週に２回程度 | 事業対象者・  要支援１・２ | 2,349単位/月 |
| 週２回を超える程度 | 事業対象者・  要支援２ | 3,727単位/月 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 対象 | 単位 |
| ２０分～４５分 | 事業対象者・  要支援１・２ | 179単位/回 |
| ４５分以上 | 事業対象者・  要支援１・２ | 220単位/回 |

生活援助中心（新設）

※生活援助中心型の月当たりの上限を、回数から単位数（3,645単位）に見直しとなる。

（2）口腔連携強化加算

|  |
| --- |
| 現 行 |
| なし |

|  |
| --- |
| 改正後 |
| 口腔連携強化加算　50単位/月 |

電子情報処理組織を使用する方法により、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、関係事業所に従事する者に対し当該評価の結果の情報提供を行ったときに算定可能。

**指定相当通所介護相当サービス**

（１）基本報酬について

|  |  |
| --- | --- |
| 対象 | 単位 |
| 事業対象者・  要支援１ | 1,672位/月 |
| 事業対象者・  要支援２ | 3,428単位/月 |

|  |  |
| --- | --- |
| 対象 | 単位 |
| 事業対象者・  要支援１ | 1,798単位/月 |
| 事業対象者・  要支援２ | 3,621単位/月 |

（２）運動器機能向上加算について

|  |
| --- |
| 現 行 |
| 運動器機能向上加算　225単位/月 |

|  |
| --- |
| 改 定 後 |
| なし |

※R5年度まで加算項目となっていた運動器機能向上加算については、R6年度法改正に伴い廃止し、同加算の算定要件を基本報酬の算定要件となる。

（３）一体的サービス提供加算について

|  |
| --- |
| 現 行 |
| 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）480単位/月 |
| 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）700単位/月 |

|  |
| --- |
| 改 定 後 |
| 一体的サービス提供加算480単位/月 |

事業者が利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に加算する。

（４）事業所評価加算について

|  |
| --- |
| 現 行 |
| 事業所評価加算　120単位/月 |

|  |
| --- |
| 改 定 後 |
| なし |

（５）生活機能向上連携加算の算定要件等について

|  |
| --- |
| 現　　行 |
| 生活機能向上連携加算(Ⅰ)　100単位/月  (３月に１回を限度) |
| 生活機能向上連携加算(Ⅱ)　200単位/月  ※運動器機能向上加算を算定している場合は100単位/月 |

|  |
| --- |
| 改　定　後 |
| 生活機能向上連携加算(Ⅰ)　100単位/月 |
| 生活機能向上連携加算(Ⅱ)　200単位/月 |

※ただし、栄養改善加算・口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

（６）口腔・栄養スクリーニング加算について

|  |
| --- |
| 改　定　後 |
| 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)　20単位/回  ※６か月に１回を限度 |
| 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)　　5単位/回  ※６か月に１回を限度 |

|  |
| --- |
| 現　行 |
| 栄養スクリーニング加算　5単位/回  　※６か月に１回を限度 |